

令和7年度 旭川市木質バイオマスストーブ 導入促進事業補助金 パンフレット

旭川市では、本市の豊富な森林資源をエネルギーとする木質バイオマスの利用を促進し、地球温暖化対策の推進に取り組んでいます。

このパンフレットは、木質バイオマスストーブを導入する際の設置費用の一部を補助する申請手をまとめたものです。

旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要綱や同要領を御確認の上で、補助金の交付申請を行ってください。

目 次

1 補助事業	1
(1) 補助対象設備	1
(2) 補助対象者	1
(3) 交付申請受付期間及び交付予定額	2
2 申請手続等について	2
(1) 交付申請	2
(2) 抽選会	2
(3) 交付決定	3
(4) 工事の実施	3
(5) 完了報告	3
(6) 補助金の請求	3
(7) 運転状況等の報告	3
(8) 対象設備等の管理及び処分の制限	3
(9) 手続の代行	4
3 その他	4
(1) 補助事業における利益等排除について	4
4 補助事業の手続の流れ	5
5 提出書類	6



旭川市 環境部 環境総務課

電話 : 25-5350

1 補助事業

次表にある、**木質バイオマスストーブの設置に係る請負工事費のうち、工事の対象となる当該機器代を補助対象経費**とし、補助対象経費に 1 / 3 を乗じて得た額から、千円未満の端数を切り捨てた額を補助します（上限額は 20 万円、下限額は一律 1 万円とします。）。

※ 消費税は、補助金の対象としません。

※ 補助対象機器本体以外の機器代、架台等の資材費、労務費、工事費、材料費、改造費、消耗費手数料等は補助対象外です。

※ 請負工事を実施する者は、旭川市内に本店、支店、又は営業所等を有する事業者に限ります（申請者がネット通販等で購入した支給品は補助対象外とします。）。

※ 既に設置工事に着手しているものや、設置済みの機器は補助対象外です。

※ 交付申請は、一申請者につき同一場所、同一年度で 1 回 1 設備とします。ただし、第 1 回目募集時に落選等により不交付決定通知を受理している場合は、第 2 回目募集にも申請できます（設置工事に着手している場合は補助対象外です。）。

※ 「旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金」と「旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金」は、いずれか 1 つのみ申請できます。

（1）補助対象設備

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象機器 ※ カタログ等に掲載され、製品番号等があるものに限る。	補助率 (補助上限額)
薪ストーブ	1 薪を燃料とする暖房機であること。 2 薪以外の燃料を使用しないこと。 3 燃焼効率が 70%以上であること。 4 排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品であること。	1 薪ストーブ 2 排煙筒及び支持部材等（建築物に一体となるものを除く。）	1 / 3 (20 万円)
ペレットストーブ	1 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること。 2 木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。 3 燃焼効率が 70%以上であること。 4 排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品であること。	1 ペレットストーブ 2 排煙筒及び支持部材等（建築物に一体となるものを除く。）	1 / 3 (20 万円)

（2）補助対象者

区分	補助対象者
個人	旭川市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住する予定がある方
事業者	旭川市内で事業活動を行っている中小企業、組合、法人又は個人事業主等（本店、支店、営業所、出張所等及び要綱で規定する法人等の事業所等が対象です。）

※ 旭川市税を滞納していないこと。

※ 旭川市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は第 7 条第 1 号に規定する暴力団関係事業者に該当していないこと。

(3) 交付申請受付期間及び交付予定額

	交付申請受付期間	交付 予定額
第 1 回	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）（必着）まで (※ 土・日・祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時まで)	1,000 万円

※ 交付予定額を上回る申請があったときは、抽選を行います。

※ 申請時に高性能の認定を受けた住宅（ZEH住宅、北方型住宅 2020、長期優良住宅、低炭素住宅）であることを証明する書類を提出した方を優先採択します。

※ 交付申請は、一申請者につき同一場所、同一年度で 1 回 1 設備とします。

2 申請手続等について

提出先は次のとおりです。郵送、持参、電子メール等により提出してください。

提出書類のうち、納税証明書及び住民票以外は電子メール等での提出を可とします。

提出期限は必着締切としますので、郵送による提出をされる場合は御注意ください（消印有効ではありません。）。

また、提出のあった書類は、原則返還しません。

【提出先】 〒070-8525 旭川市 7 条通 9 丁目 総合庁舎 5 階 旭川市環境部 環境総務課
メールアドレス：kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp

(1) 交付申請

6 ページに掲げる提出書類を、次の交付申請受付期間内に提出してください。

【受付期間 第 1 回】 令和 7 年 4 月 1 8 日（金）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）（必着）まで

(2) 抽選会

各回の交付予定額を上回る申請があったときは、抽選会を実施します（抽選会の有無については、市 HP でお知らせします。）。抽選会の実施予定は次のとおりです。

	抽選会日時	抽選会場
第 1 回	令和 7 年 8 月 5 日（火） 1 5 時	旭川市職員会館 旭川市 9 条通 9 丁目

・ 抽選会は公開で行いますので、どなたでも参加・傍聴できます。

・ 抽選の結果は、市 HP で公開するとともに、申請者全員に文書で通知します。

・ 当選者は、交付予定者となり、追加書類を新たに求めますので、指定した期限内に提出してください。

※ 当選者が今年度中に交付申請の取下げをした場合は、落選者の中から補欠順に承諾を確認し、承諾を得た方を繰上げ当選者として（既に設置工事に着手している場合は、対象外です。）。

(3) 交付決定

交付予定者の交付申請書類の審査を、追加書類の提出をされた方から順に行い、補助金の交付又は不交付の決定をします（交付決定を受けた方を「補助事業者」といいます。）。審査の結果は、申請者本人に交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。

(4) 工事の実施

補助対象設備の設置工事は、交付決定通知書の通知を受けた日以降でなければ着手できません。

また、交付申請内容が変更となる場合は、変更交付申請書を提出し、承認を受けなければなりません（変更後の交付決定額は、変更前の交付決定額を上回ることとはできません。）。ただし、次に該当する場合は、軽微変更届により届出するものとします。

【軽微変更届】 変更に係る補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費と比較して 15%以内かつ補助金交付決定額に影響を与えないとき。

(5) 完了報告

工事完了後、補助事業者は、工事成果物の引き渡しを受けて、工事業者に工事代金をお支払いください。

工事成果物の引き渡し及び工事代金の支払いが完了しましたら、7 ページに掲げる提出書類を提出してください。

【提出期限】 工事代金の支払いが終了した日から 45 日以内かつ令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(6) 補助金の請求

完了報告書の審査終了後、補助事業者本人に、交付額確定通知書及び補助金請求書の様式を送付しますので、必要事項を記入の上、請求書を提出してください（提出されてから 2 週間程度で補助金を振り込みます。）。

(7) 運転状況等の報告

補助金交付後、市からアンケートや運転状況等の報告をお願いすることがあります。運転状況等の報告は、要綱により補助事業者の義務としております。

(8) 対象設備等の管理及び処分の制限

ア 適正管理義務

補助金を受けて対象設備等を設置した方は、対象設備等の適正な維持管理に努めてください。

イ 処分の制限

補助対象設備を取得した日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数（次表を参照。）に相当する間、市長の承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、取外し、譲渡、交換及び貸付担保に供して使用することはできません。

やむを得ず、処分が必要となった場合は、手続が必要となりますので、直ちに市まで御連絡ください。

補助対象設備	耐用年数
薪ストーブ	6 年
ペレットストーブ	6 年

(9) 手続の代行

交付申請、交付予定者の追加書類の提出、変更交付申請、軽微変更届及び完了報告については、法令に反しない限りにおいて、補助対象設備の設置工事を実施する者に対して、手続の代行を依頼することができます（手続の代行を依頼された方を「手続代行者」といいます。）。

3 その他

(1) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に申請者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんに関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、国の補助金交付要領等に準じ、自社製品及び関連会社の調達分については、利益等排除後の経費のみを補助対象経費とするものです。

対象となる場合は、利益等排除申告書（要領様式第2号）の提出が必要です。

ア 利益等排除の対象となる調達先

申請者が以下の（ア）～（ウ）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請け会社の場合も含む。）は利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

（ア）申請者自身

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業

（ウ）申請者の関係会社（上記（イ）を除く）

イ 利益等排除の方法

（ア）申請者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

（ウ）申請者の関係会社（上記イを除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

4 補助事業の手の続の流れ

交付申請書提出

受付期間 第1回：令和7年4月18日（金）～7月31日（木）
郵送、持参、電子メール等で申請書類を提出してください。（必着）



抽選会

第1回 実施予定日：令和7年8月5日（火）15時
会場：旭川市職員会館
交付予定額を上回る申請があった場合は、抽選会を実施します。



書類の追加提出

申請者全員に抽選結果を通知します（HPでも公開します。）。
当選者には、書類の追加提出を求めますので、提出してください。



交付決定

書類の追加提出をされた順に申請内容を審査し、補助金交付の可否決定について、交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。
補助金の交付決定を受けた者を「補助事業者」とします。



工事の実施

工事は、交付決定通知書の通知を受けた日以降でなければ着手できません。
補助事業の内容等を変更する場合は、「変更交付申請」又は「軽微変更届」の提出が必要です。



完了報告書提出

工事完了後、工事成果物の引き渡しを受け、速やかに工事代金をお支払いください。工事代金の支払いが終了した日から45日以内、かつ、令和8年2月27日（金）までに完了報告書を提出してください。



請求書提出

完了報告書の審査終了後、補助事業者本人に、補助金交付額の確定通知書及び請求書様式を送付しますので、請求書を提出してください。



補助金の支払い

請求内容審査後、補助事業者が指定する口座に補助金を振り込みます。
入金までには2週間程度かかります。

5 提出書類

交付申請提出書類	
① 交付申請書	【要綱様式第1号】（市HPからダウンロード）
② 申請手続のための確認事項	【要綱様式第2号】（市HPからダウンロード）
③ 誓約書（薪ストーブの申請の場合のみ）	【要綱様式第3号】（市HPからダウンロード）
④ 申請手続のための確認事項（個別設備）	【要領様式第1号】（市HPからダウンロード）
⑤ 補助事業に係る見積書又は請負契約書の写し	補助対象経費の算定が分かる書類。
⑥ 補助対象設備のカタログ、仕様書等	補助対象設備の形状、規格、効率及び構造が確認できるもの。
⑦ アンケート	（市HPからダウンロード）
⑧ 利益等排除申告書	【要領様式第2号】（市HPからダウンロード） ※ 該当する場合（4ページ参照）
⑨ 高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類	※ 工事を行う住宅が高性能の認定を受けている場合（ZEH住宅、北方型住宅2020、長期優良住宅、低炭素住宅） ※ 提出があった申請は、優先的に補助採択されます。

当選後の追加提出書類		
個人の場合	① 申請者本人の納税証明書（旭川市税に滞納がない証明）	旭川市税務部発行、発行日以後3か月以内のもの。 ※旭川市に居住歴等が無く、旭川市税（固定資産税等）の課税がない場合は提出不要。
	② 補助事業の工事内訳明細書	
	③ 補助事業の内容を示す図面	工事場所の付近見取図、建築物等の立面図、平面図及びシステム構成図
	④ 補助対象設備設置予定場所の現状写真	工事着手前の現状写真。 審査対象者決定通知書の通知日以降に撮影し、撮影日を表記し、A4用紙に印刷すること。
申請者区分が事業者の場合	① 申請者本人の納税証明書（旭川市税に滞納がない証明）	旭川市税務部発行、発行日以後3か月以内のもの。 ※旭川市に居住歴等が無く、旭川市税（固定資産税等）の課税がない場合は提出不要。
	② 補助事業の工事内訳明細書	
	③ 補助事業の内容を示す図面	工事場所の付近見取図、建築物等の立面図、平面図及びシステム構成図
	④ 補助対象設備設置予定場所の現状写真	工事着手前の現状写真。 審査対象者決定通知書の通知日以降に撮影し、撮影日を表記し、A4用紙に印刷すること。
	⑤ 登記事項証明書	「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」（法務局発行） ※ 商業登記をした会社・法人・個人事業主等である場合
	⑥ 個人事業主公的証明関係書	個人事業主届、青色申告書又は白色申告書等の個人事業を行っていることを証する書類。 ※ 商業登記をしていない個人事業主である場合

完了報告提出書類	
① 完了報告書	【要綱様式第 1 3 号】（市 H P からダウンロード）
② 補助事業者の住民票の写し(発行原本)	旭川市発行、工事代金支払日（領収証発行日）以降の日付であること。 ※ 新築の建築物に補助対象設備を設置した場合 ※ 申請者区分が事業者の場合は、提出不要。
③ 請負契約書の写し	※ 申請時に提出していない場合又は契約内容に変更があった場合 ※ 補助事業の内容等に変更があった場合は、先に「変更交付申請」又は「軽微変更届」の提出が必要。
④ 工事代金の支払いが確認できる領収書等(コピー可)	補助事業者の氏名（商号名称等）及び住所が記載されていること。 請負業者の商号名称等、代表者名及び住所が記載されていること。 領収金額及び領収日が記載され、領収印が押印されていること。
⑤ 請負契約内容全体の工事内訳明細書	請負契約内容全体（補助対象設備以外の内容も含む）の工事内訳明細がわかる書類を添付すること。
⑥ 完成写真 (A4 用紙に 2 枚程度割付け印刷したもの)	・設置後の全体写真 ・機器の規格、型番、製造年月日等が確認できる銘板等の写真 ・設置後の運転状況を確認できる写真
⑦ 図面	※ 申請時から変更があった場合

補助金請求提出書類	
請求書	【要綱様式第 1 5 号】（完了報告審査後に市から様式を送付します。）

その他の提出書類	
▼補助対象設備の設置を予定している建築物の所有者が、申請者以外に 2 人以上いる場合	
承諾書	【別紙】（市 H P からダウンロード） 交付申請時に、承諾者の人数分提出する。 ※ 申請者以外の所有者が 1 人のみの場合は、交付申請書内の承諾書欄に記入する。
▼交付申請を取り下げる場合	
交付申請取下げ届	【要綱様式第 7 号】（市 H P からダウンロード） 速やかに提出する。
▼補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合	
変更交付申請書	【要綱様式第 9 号】（市 H P からダウンロード） ※ 軽微な変更については、軽微変更届により届出する。
軽微変更届	【要綱様式第 1 0 号】（市 H P からダウンロード） ※ 変更に係る補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費と比較して 15%以内かつ補助金交付決定額に影響を与えないとき。 ※ 補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
▼完了報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額をした場合	
消費税仕入控除税額報告書	【要綱様式第 1 7 号】（市 H P からダウンロード） ※ 報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

申請書類には記載漏れ等がないようにお願いします。

記載例（別冊）を
参考にしてください。



【お問い合わせ先】

旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階

旭川市環境部 環境総務課

電話：25-5350

詳しくは、市HPを御覧ください。

ホーム> くらし> ごみ・リサイクル・環境保全> 新エネルギー・省エネルギー

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/290/index.html>

